

第 50 回 知的財産管理技能検定
1 級 学科試験
ブランド専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

- 1 次の文章は、企業のブランド等について述べたものである。問1～問3に答えなさい。(出典：経済産業省 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0(価値協創ガイダンス2.0)」, 2017年5月29日策定 2022年8月30日改訂。なお、出題のため一部変更している。)

50. 企業のブランドや1は、これまでの活動を通じて築かれた企業やその製品・サービスの価値への信頼という「結果」であり、無形の資産でもあるそれらをどのように構築し、強化するかということは重要な戦略投資である。
51. ブランドや1の資産価値はバランスシートに2が、何もしなければ・・・(中略)・・・4する。そのような観点から、例えば、ブランド価値が毎年どの程度4するか評価し、その分を補い増強するための投資額を示す企業も存在する。
52. ブランドや1については、企業経営者と投資家の間で意図することや重視する観点に隔たりが見られることがある。経営者はこれらを3することは難しく、そのようなことを目的としない傾向があるが、投資家は何らかの形で3できると考える。例えば、投資家は、企業のブランド力は、価格決定力やバリューチェーンにおける影響力を通じて利益率に反映されることを期待する。また、1や顧客ロイヤルティは、物品販売における販売促進費の削減、契約型サービスにおける契約更新率の向上、新規顧客獲得や解約防止費用の削減等につながると考える。
53. したがって、ブランドや1の優位性を確保するための投資や取組について、企業がこのような効果を意識した戦略的な目的を示し、それを測定・モニタリングしていることを示すことは、投資家の理解を深める上で有益である。

問1

ア～エを比較して、空欄1に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 人件費
- イ 在庫率
- ウ 利益率
- エ 顧客基盤

問2

ア～エを比較して、空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- | | | |
|---|---------------------------------------|--|
| ア | <input type="text" value="2"/> =表れる | <input type="text" value="3"/> =金銭的価値に換算 |
| イ | <input type="text" value="2"/> =表れる | <input type="text" value="3"/> =可視化 |
| ウ | <input type="text" value="2"/> =は表れない | <input type="text" value="3"/> =金銭的価値に換算 |
| エ | <input type="text" value="2"/> =は表れない | <input type="text" value="3"/> =可視化 |

問3

ア～ウを比較して、空欄 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 増加
イ 減衰
ウ 維持

2 問4～問26に答えなさい。

問4

X社の販売促進担当である甲は、X社が新たに開発した衛生マスクAに使用する商標を検討している。現時点では、衛生マスクAの外観上の特徴に着目した文字のみからなる商標Bが最有力候補となっている。甲は、X社の知的財産担当である乙に対し、商標Bの先行商標調査を依頼した。乙は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を用いた調査を行う予定である。また、乙は、商標Bに係る商標登録出願について、指定商品として「衛生マスク」のみとすることを想定している。「衛生マスク」は、類似商品・役務審査基準において第10類に挙げられている。**ア～エ**を比較して、先行商標調査等に関する乙の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア** J-PlatPatを用いた調査において、指定商品については、検索条件として類似群コードで限定すれば、十分な調査を行うことができる。
- イ** J-PlatPatを用いた調査により、指定商品として「衛生マスク」を含み、商標Bと類似するY社の登録商標Cが発見された場合、Y社の同意を得たとしても、X社は、指定商品を「衛生マスク」とする商標Bに係る商標登録出願によっては商標登録を受けることができる場合はない。
- ウ** J-PlatPatを用いた調査の結果、商標Bと同一又は類似の登録商標が全く存在せずかつ調査後において商標Bと同一又は類似の商標が新たに商標登録出願も商標登録もされなかった場合、X社が、指定商品を「衛生マスク」とする商標Bに係る商標登録出願をすれば必ず商標登録を受けることができる。
- エ** J-PlatPatを用いた調査の後に、X社が、指定商品を「衛生マスク」とする商標Bに係る商標登録出願をした場合、その商標登録出願は、通常案件よりも早く審査結果を受け取ることができる早期審査の対象案件となる。

問5

平成29年に内閣府が公表した「地域の経済2017」における地域ブランドに関する記載について甲と乙が会話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「地域ブランド力の指標の1つとして用いられる『地域PQ（Perception Quotient）』とはどのようなものですか。」
- 乙 「地域PQは、一般消費者への主観的な印象調査結果を指数化したものであり、一般の調査対象者が有する地域に対する購買意向、訪問意向、独自性、愛着度、居住意向をそれぞれ5段階で評価した回答を集計した指標です。」
- イ 甲 「地域ブランドの確立等にはどのような条件が必要ですか。」
- 乙 「気候や風土・土壌等の自然的な特性、或いは、伝統的な製法・地域伝統の文化等の人的な特性、といった地域性が商品と結びつくことにより、生産者側が一定の品質を『保証』し、また、他地域の商品との『差別化』を図ることで、消費者側に商品固有の印象を『想起』させることが、『地域ブランド』の構築・強化につながります。地域ブランドの確立には、消費者側の認知が必須です。」
- ウ 甲 「地域ブランドの効果は数値化できますか。」
- 乙 「地域ブランドが生み出す付加価値を試算することは困難ですが、地域ブランドが確立している地域は、域外からの『稼ぐ力』が向上することが期待されます。」
- エ 甲 「地域ブランド調査とはどのようなものですか。」
- 乙 「同調査は、①当該地域がどの程度知られているか等のコミュニケーション指標（認知度、情報接触度等）、②魅力を形作る要素である魅力度の構成因子指標（居住、観光、地域産品に対する意欲）、③地域のイメージや地域資源の評価との結びつきを明らかにするイメージ評価指標（まちのイメージ、地域資源に対する評価）の3つの視点について行う調査です。」

問6

アパレル企業であるX社は、一定の知名度を有するデザイナーである乙と、乙の氏名を商標として使用した「被服」を製造販売することを内容とするライセンス契約を結び、乙の氏名をブランド名とした新ブランドを立ち上げる企画を進めている。そこでX社の商標担当者甲は、乙の氏名を商標登録することについて検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア デザイナー乙以外にも同姓同名の他人が多数存在することから、商標法第4条第1項第8号による拒絶理由を解消するためには、これらすべての人から承諾を得る必要があり、現実的に登録は難しいと考えた。
- イ デザイナー乙の氏名をX社が商標登録出願する場合、X社はデザイナー乙とライセンス契約を結ぶので、X社と乙には「相当の関連性」が認められ、商標法第4条第1項第8号における「政令で定める要件」を満たすと考えた。
- ウ デザイナー乙の氏名はありふれているので、商標法第3条第1項第4号に該当し、登録は難しいと考えた。
- エ デザイナー乙の氏名をX社が商標登録出願する場合、X社はデザイナー乙とライセンス契約を結ぶので、商標法第4条第1項第8号による拒絶理由を解消するために、商標登録を受けることを承諾する旨を記載した乙による「承諾書」を提出する必要はないと考えた。

問7

飲食店を展開しているX社では、新たな店舗の出店を計画しており、当該店舗の名称を「ABC」とし、「ABC」の文字を図案化した商標も使用することを予定している。なお、店舗の名称を「ABC」とすることは確定しているが、「ABC」の文字を図案化した商標については現段階では確定していない。そこで、X社の商標担当者である甲は新店舗の名称に関する商標登録について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「ABC」の文字を図案化した商標は確定していないので、「ABC」を標準文字で出願した上で、図案化した商標が確定した段階で、出願中の商標を補正して図案化したものに変更すればよいと考えた。
- イ 「ABC」の文字を図案化した商標は確定していないので、「ABC」を標準文字で出願した上で、図案化した商標が確定した段階で、標準文字である旨の記載を削除する補正をすればよいと考えた。
- ウ 「ABC」の文字を図案化した商標は確定していないので、「ABC」の標準文字の商標を先行して出願し、「ABC」の文字を図案化した商標については、デザインが決まった段階で権利化を検討し、権利化の必要があれば出願すればよいと考えた。
- エ 「ABC」の標準文字の商標を先行して出願し、「ABC」の文字を図案化した商標を同一の指定役務で後日出願した場合には、後願の「ABC」の文字を図案化した商標は商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されてしまう可能性があるため、両者を同日に出願したほうがよいと考えた。

問8

アパレル企業であるX社は、自社が展開するブランドについて、仮想空間上の仮想商品としての「被服」を販売する企画を進めている。そこでX社の商標担当者甲は、仮想空間における商品を保護するため商標登録することについて検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 第9類「ダウンロード可能な仮想被服」を指定商品として権利化するとよいと考えた。
- イ 第25類「ダウンロード可能な仮想被服」を指定商品として権利化するとよいと考えた。
- ウ 「被服」以外の商品もカバーするために、第9類「ダウンロード可能な仮想商品」を指定商品として権利化するとよいと考えた。
- エ ダウンロード可能なものに限定されないように、第25類「仮想被服」を指定商品として権利化するとよいと考えた。

問 9

X社が2024年5月に商標登録出願したところ、X社とは関係性のないY社所有の登録商標を引用商標1として、X社のグループ会社であるZ社の登録商標を引用商標2として、商標法第4条第1項第11号を理由とする拒絶理由が通知された。なお、X社とZ社はグループ会社ではあるが、両者に支配関係はない。ア～エを比較して、本拒絶理由通知への対応についてのX社の商標担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が商標登録出願に係る商標を登録することについて、Z社の承諾を得ることができたとしても、X社とZ社に支配関係がないことから、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用要件を満たすことはないと考えた。
- イ X社が商標登録出願に係る商標を登録することについて、Y社の承諾を得ることができれば、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用により、引用商標1との関係における拒絶理由を解消できる可能性はあると考えた。
- ウ X社とZ社はグループ会社なので、X社が商標登録出願に係る商標を登録することについて、Z社の承諾が得られないような場合であっても、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用を受けて、引用商標2との関係における拒絶理由を解消できる場合があると考えた。
- エ X社が商標登録出願に係る商標を登録することについてZ社が了承している旨の証拠として、Z社による陳述書を提出することができれば、引用商標2との関係における拒絶理由を解消できると考えた。

問 10

X社の知的財産部の甲は、自社権利の年金管理を担当している。ア～エを比較して、3年以内に更新期限を迎える自社所有の登録商標A及び先日商標登録査定を受け取った出願中の商標Bの更新期限管理についての甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録料については、原則、登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達後30日以内に納付が必要であり、登録料の納付期間は、出願人又はその代理人の請求により延長することができないため、商標Bの登録査定謄本の送達後30日を経過している場合には、登録料の納付期間を延長することができないと考えた。
- イ 更新期限徒過後の理由不問の手續猶予期間は6カ月であるが、通常の倍額の印紙代を納める必要があるため、登録商標Aの更新可能期間に入ったら早めに手續をしようと考えた。
- ウ X社では、近い将来、商標Bを使用しなくなる可能性が高いことから、商標Bの登録料については5年の分割納付をしようと考えた。
- エ 更新登録申請は、存続期間満了前6カ月から可能なので、登録商標Aの更新可能期間に入ったら早めに手續をしようと考えた。

問 1 1

X社は、指定商品を第25類「被服、履物」とする商標Aに係る商標登録出願について、Y社の登録商標Bを引用商標として、商標法第4条第1項第11号に該当するとの理由により、拒絶査定を受けた。そこで、X社は、拒絶査定不服審判の請求を検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶査定後にX社が商標Aの商標登録を受けることについてY社の承諾を得られた場合であって、かつ、X社が商標Aを使用する商品と、登録商標Bを使用するY社の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないと判断される場合には、拒絶査定不服審判を通じて、商標Aの商標登録の可能性があると考えた。
- イ 拒絶査定不服審判の請求期限は、拒絶査定の際の送達があった日から3カ月であるため、それまでに審判の請求をすればよいと考えた。
- ウ 引用商標Bは登録から5年以上経過しているが、登録商標Bが他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう）をもって使用をするものであれば無効審判を請求できると考えた。
- エ 「類似商品・役務審査基準」によれば、商標Aの指定商品「被服」と登録商標Bの指定商品の類似群コードは同じであるため、拒絶査定不服審判を請求した場合に、商標Aの指定商品と登録商標Bの指定商品が非類似である旨の主張をすることはできないと考えた。

問 1 2

X社の商標担当者である甲は、Y社の商標登録Bを発見した。甲は、商標登録Bが8年前に登録された自社の商標登録Aに類似するため、過誤登録であると考え、商標登録Bについて何らかの対応が必要だと考えている。なお、Y社の商標登録Bは約2カ月前に登録され商標掲載公報が約1カ月前に発行されている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 自社の商標登録Aは登録から5年以上経過しているので、商標登録Aの存在を理由として商標登録Bについて無効審判を請求することはできないと考えた。
- イ 商標登録Bは登録異議の申立てが可能な期間ではあるが、準備期間が足りないため、異議申立書の提出期間を2カ月間延長しようと考えた。
- ウ 商標登録Bは登録異議の申立てが可能な期間ではあるが、登録異議の申立てではなく、無効審判を請求することを考えた。
- エ Y社は商標登録Bに係る商標を過去3年以上使用していないので、不使用取消審判を請求しようと考えた。

問 13

日本企業であるX社は、X社が保有する商標権の侵害が疑われるY社による商標の使用を発見したため、Y社に対してX社の商標権を侵害しているとの警告書を送付したところ、Y社はX社保有の商標権に係る登録商標に対し不使用取消審判を請求し、取消審決がなされた。この審決に対し、X社は審決取消訴訟を提起することとした。ア～エを比較して、X社の知的財産担当者甲の対応として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲は、審決取消訴訟が提起できる最終日である、不使用取消審判の審決謄本の送達の日から30日目の夕方に委任状を代理人に手渡し、裁判所への訴状の実際の到達は後日となってもよいので、訴状の発信については、確実に本日の消印を確保する書留郵便とするよう指示した。
- イ X社は、不使用取消審判において、登録商標の使用の事実について何らの立証も行えなかったため、審決取消訴訟においては、審判において主張しなかった新たな使用の事実に基づいて使用を立証すべく、甲は使用証拠を調査した。
- ウ 甲は、審決取消訴訟の際に提出すべく新たな使用証拠を調査したが、登録商標の使用と認められそうな証拠は見えなかった。そのため甲は、審決取消訴訟に提出する使用証拠とするため、かかる訴訟提起前に登録商標の使用を開始すべく、X社の関係部署に至急登録商標を使用するよう指示した。
- エ X社とY社は、双方の協議により、X社の商標権に基づきY社に通常使用权を許諾し、Y社が不使用取消審判を取り下げることで合意した。そのため、甲はすでに提起されていた審決取消訴訟の取下げを代理人に依頼した。審決取消訴訟の取下げが裁判所において受理された後、Y社に不使用取消審判について取り下げるよう依頼した。

問 14

X社は、「果実酒」を指定商品とする登録商標「トリプルX搾り」を保有しており、現在のところ爆発的な人気を誇っている。そのような折、X社の知的財産部の部員甲のもとに、Y社が「トリプルY搾り」という名称の「梅酒」の販売を行っているとの情報が入った。X社は社内検討の結果、Y社による標章「トリプルY搾り」の使用は、X社の登録商標「トリプルX搾り」に係る商標権を侵害する行為であるから、その使用をやめるように求める警告書の送付を行うこととした。ア～エを比較して、甲の対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲は、X社の登録商標「トリプルX搾り」に係る商標権の存続期間を確認すべく、適切に存続期間の更新手続きが行われているか、代理人の特許事務所に問合せを行った。
- イ X社は、Y社の対応次第では本件を訴訟に発展させることもやむなしとの経営判断をしていたが、まずはY社の動向を探るべく、弁護士や弁理士に相談することなく警告書の送付を行うこととした。警告書の作成担当である甲は、特許庁における類似群コードにおいては「果実酒」と「梅酒」が異なることから、互いの商品が非類似であることを認めつつ、商標の類似性や「トリプルX搾り」の著名性を根拠に、消費者において出所混同を生ずる可能性が高いことなど、X社の主張内容を詳細に警告書に記載することとした。
- ウ 甲は、Y社の情報収集のため、推測レベルではあるが、警告書に「Y社による標章『トリプルY搾り』を使用した梅酒の販売は2022年1月頃より開始されているようです。」のように記載し、Y社からの反論を待つて正しい情報の収集を図ろうとした。
- エ 甲は、Y社が標章「トリプルY搾り」について商標登録出願を行っている又は登録商標を保有している可能性もあるため、Y社名義の商標について調査を行った。

問 15

次の文章は、ある控訴審判決の一部である。ア～エを比較して、この判決に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。（なお、出題のため一部変更している。）

本件における被告サイトのように、ウェブサイトにおいて複数の出店者が各々のウェブページ（出店ページ）を開設してその出店ページ上の店舗（仮想店舗）で商品を表示し、これを閲覧した購入者が所定の手続を経て出店者から商品を購入することができる場合において、上記ウェブページに展示された商品が第三者の商標権を侵害しているときは、商標権者は、直接に上記展示を行っている出店者に対し、商標権侵害を理由に、ウェブページからの削除等の差止請求と損害賠償請求をすることができることは明らかであるが、そのほかに、ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができるのと解するのが相当である。…（中略）…以上によれば、ウェブサイトを経営する一審被告としては、商標権侵害の事実を知ったときから8日以内という合理的期間内にこれを是正したと認めるのが相当である。

…（中略）…以上によれば、本件の事実関係の下では、一審被告による…（中略）…運営が一審原告の本件商標権を違法に侵害したとまでいうことはできないということになる。

- ア 本判決は、本件の被告サイトのような場合において、出店者の出店ページ上の仮想店舗において、展示された商品が第三者の商標権を侵害している場合、商標権者は、出店者ではなく、ウェブページの運営者に対して、商標権侵害を理由に差止請求と損害賠償請求をするのが適切であるとしている。
- イ 本判決は、本件では、ウェブサイトを経営する一審被告は、商標権侵害の事実を知ったときから合理的期間内に当該侵害の是正をしたと認めるのが相当としている。
- ウ 本判決は、ウェブページの運営者が仮想店舗において行われた商標権侵害に対し責任を負うかどうかについて、ウェブページの運営者が出店者から基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けているかどうかは関係がないとしている。
- エ 本判決は、ウェブページの運営者が仮想店舗における商標権侵害に対し責任を負う場合について、ウェブページの運営者は出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備していれば十分であり、運営システムの提供・出店者からの出店申込の許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の権限といった管理・支配までは必要はないとしている。

問 16

次の文章は、ある控訴審判決の一部である。ア～エを比較して、この判決に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。（なお、出題のため一部変更している。）

本件商品のような実用に供される工業製品であっても、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認められる場合には、著作権法第2条第1項第1号の「美術」の著作物として、著作物性を有するものと解される。しかし、そのような美的特性を備えていると認められない場合には、著作物性を有することはないものと解される。以上の点は、著作権法に明文の規定があるものではないが、実用に供される工業製品は、意匠法によって保護されるものであり、意匠法と著作権法との保護の要件、期間、態様等の違いを考えると、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認められる場合はともかく、そうでない場合は、著作権法ではなく、もっぱら意匠法の規律に服すると解することが、わが国の知的財産法全体の法体系に照らし相当であると解されるからである。…（中略）…

本件商品は、全体として実用に供される工業製品として把握されるものであって、X字形の印象を与える形状は、幅広い体型にフィットさせるという目的で採用されたものであり…（中略）…、突出部分に2種あるのも同様の理由によるものであり…（中略）…、また、6個の突起部分も、エクササイズやストレッチをする際の補助具としての機能から設定されるものである…（中略）…。控訴人が主張するように、本件商品は、形状に工夫が凝らされていて、これを見た者に美しいと感じさせることがあり、そのために機能的な面で犠牲を払った点があるとしても、エクササイズやストレッチをする際の補助具としての実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性を備えていると認めることはできない。

- ア 本判決は、実用に供される工業製品についても、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与するためには、積極的に著作権法で保護をしていくべきであるとしている。
- イ 本判決は、著作権法と意匠法は別の法律であることから、実用に供される工業製品についても、意匠法との関係は考慮せずに、著作物性の判断をすべきであるとしている。
- ウ 本判決は、本件商品について、形状に工夫が凝らされていて、これを見た者に美しいと感じさせる点や、そのために機能的な面で犠牲を払っている点がないとして、著作物性を否定している。
- エ 本判決は、実用に供される工業製品が著作物として保護されるためには、実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性を備えていることが必要であるとしている。

問 17

ア～エを比較して、意匠について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠法が対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいい、電気、光、熱などの無体物は物品と認められない。
- イ 視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものをいう。
- ウ 美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。例えば、機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないものや、意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないものは、美感を起こさせるものと認められないものの例である。
- エ 物品等自体の形状等と認められないものも、意匠法上の意匠に該当する。よって、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することができないものも、意匠に該当する。

問 18

ア～エを比較して、組物の意匠について、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 物品の意匠同士、建築物の意匠同士及び画像の意匠同士は、組物の意匠の対象となる。
- イ 建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠は、組物の意匠の対象とならない。
- ウ 組物の意匠は、組物全体として統一がない場合でも登録できる。
- エ 組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第8条に規定する要件を満たさない場合、意匠法第10条の2の規定に基づく分割は認められず、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなされない。

問 19

甲は、農業を営むと共に自らが生産した農産物を用いた食品及び酒類の製造販売を行っている。甲が、地理的表示（G I）保護制度について専門家の乙と話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「農産物と、この農産物を用いた食品に加えて、この農産物を用いた酒類もG I登録の対象になりますか。」
乙 「農産物、食品及び酒類のいずれもG I登録の対象です。」
- イ 甲 「G I登録のためには、食品の原材料としての農産物もその産地で生産される必要がありますか。」
乙 「食品の原材料としての農産物もその産地で生産される必要があります。」
- ウ 甲 「新たに開発する食品についてG I登録はできますか。」
乙 「その食品が特性を有した状態で概ね25年以上の生産実績が必要であるため、新たに開発する食品について現時点ではG I登録はできません。」
- エ 甲 「G I登録後に第三者の不正使用を見つけた場合、どのような対応をとれますか。」
乙 「行政に対してその不正使用の取締りを求めることができます。また、その第三者に対して差止めや損害賠償を求める訴訟を提起することもできます。」

問20

X社では、新製品の開発とロゴの検討を行っている。X社の法務部では、新任の部長と部員甲が新製品のロゴの保護について議論を行っている。ア～エを比較して、部長の質問に対する甲の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

部長 「製品のロゴの保護について確認をしたいのですが、製品のロゴのようなものは、商標法による保護以外に著作権法による保護を受けることは可能ですか。また、外部にロゴのデザインの制作を依頼することも考えていますが、どのようなことに注意すればよいですか。」

- ア 「ロゴについては、著作権法による保護を受けるためには、©マークを付ける必要があります。」
- イ 「商標登録されているロゴについては、著作権法による保護を受けるためには、著作権の登録が必要となります。」
- ウ 「外部にロゴのデザインの制作を依頼した場合には、著作権の移転について登録をすることも考えられます。登録の効力の発生日について、文化庁は、令和元年7月1日以降に申請の受付がされた登録については、申請の受付年月日ではなく、登録が完了した日から効力が生じるとの解釈をとっています。これに対し、文化庁は、令和元年6月28日までに申請の受付がされた登録については、申請の受付年月日に効力が生じるとしています。」
- エ 「自社制作の場合、ロゴのような表現物についても、著作物として保護を受けるものであれば、職務著作の対象となり得ます。」

問 2 1

ア～エを比較して、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 景品表示法は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。
- イ 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するものに該当する表示をしてはならない。
- ウ 実際には、国産有名ブランド牛の肉ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示した場合、当該表示の決定に関与した者の故意又は過失があるときに限り、景品表示法の規制の対象となる。
- エ 同一の事案に対し、景品表示法と不正競争防止法が同時に適用される場合はない旨の調整規定がある。

問 2 2

特許事務所の所員甲は、弁理士のブランド関連業務について弁理士乙と会話している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、以下では、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、日本弁理士会より弁理士登録にその旨の付記を受けた弁理士（弁理士法第6条の2第1項）を付記弁理士という。

- ア 甲 「弁理士は、商標の契約に関してどのような業務が可能ですか。」
乙 「弁理士は、商標に関する権利の売買契約、通常使用権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることが可能です。」
- イ 甲 「弁理士は、税関手続に関してどのような業務が可能ですか。」
乙 「弁理士は、税関長に対する輸入差止申立て及び輸出差止申立てに関する手続についての代理が可能です。が、知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物が発見された際の認定手続に関する手続についての代理を行うことはできません。」
- ウ 甲 「付記弁理士は、不正競争防止法第2条第1項第1号で規定される不正競争行為（いわゆる周知表示混同惹起行為）に対する差止請求訴訟について訴訟代理人となることはできますか。」
乙 「付記弁理士は、そのような差止請求訴訟について、弁護士が同一の依頼者から受任したとしても、訴訟代理人となることはできません。」
- エ 甲 「付記弁理士は、不正競争防止法第2条第1項第3号で規定される不正競争行為（いわゆる形態模倣商品の提供行為）に対する損害賠償請求訴訟について訴訟代理人となることはできますか。」
乙 「付記弁理士は、そのような損害賠償請求訴訟について、弁護士が同一の依頼者から受任したとしても、訴訟代理人となることはできません。」

問 2 3

家電メーカーX社は、X社が社外のデザイナーにデザインを依頼した電気シェーバー（以下、「本製品」という。）と極めて類似した商品を販売するY社に対して、不正競争防止法に基づき訴えを提起することを考えている。ア～エを比較して、不正競争防止法に関するX社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本製品に関して、著名表示冒用行為について規定する不正競争防止法第2条第1項第2号の「著名な商品等表示」と認められるためには、本製品の商品等表示が電気シェーバーの需要者の間で知られていれば足り、世間一般に広く知られている必要はない。
- イ 周知表示混同惹起行為について規定する不正競争防止法第2条第1項第1号の「商品等表示」には、人の業務に係る氏名、商号、商標のほか、商品の包装も含まれる。
- ウ 日本国内において本製品を最初に販売した日から3年を経過していた場合であっても、Y社が本製品の形態を模倣した商品を販売する行為は不正競争防止法第2条第1項第3号に定める商品形態模倣行為であり、X社は差止請求ができる。
- エ X社が、Y社に対して訴えを提起する前に、自社のホームページを通じて、「Y社は模倣品を販売する違法な企業である」との意見を公開しても、X社の行為が不正競争に該当することはない。

問 2 4

食品メーカーX社は、自社製品のパッケージに、ゲーム制作会社Y社が著作権及び商標権等の知的財産権を有するキャラクターやロゴ（以下、「キャラクター等」という。）を使用するため、Y社との間で、著作物等使用許諾契約（以下、「本契約」という。）を締結しようとしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社とY社が交渉の結果、オンライン会議において本契約の内容について合意した。この合意について、何ら書面が交わされなかった場合であっても、本契約が成立する可能性はある。
- イ Y社が本契約で規定されている解除規程によって契約を解除した場合、本契約は遡及的に消滅するため、X社の使用許諾料未払いの債務不履行によってY社が被った損害については、Y社はX社に対して損害賠償請求をすることができない。
- ウ X社がY社との間で作成した契約書には、キャラクター等の使用目的や使用期間についてX社とY社との間で合意した内容が記載されている。この場合、契約書の名称に、単に「キャラクター等に関する覚書」としか記載されていない場合でも、本契約は効力を生じる。
- エ 本契約においては、X社が支払う使用許諾料に関して遅延損害金の規定を設けていないが、X社が使用許諾料の支払を遅延した場合、Y社はX社に対して遅延損害金を請求することができる。

問 2 5

米国法人の子会社である日本法人 X 社は、X 社の製品の名称を模倣した商品を販売している Y 社に対して、Y 社の当該行為が、X 社の商標権を侵害しているとして、商標権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しようと考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X 社の Y 社に対する商標権侵害訴訟の第一審において、Y 社は X 社に対して金 1 0 0 0 万円を支払えとの判決が 2 0 2 4 年 4 月 1 日に言い渡され、Y 社は同年 4 月 3 日に判決正本の送達を受けた。Y 社が控訴するためには、同年 4 月 4 日から起算して 2 週間以内に、第一審裁判所に控訴状を提出しなければならない。
- イ X 社の住所地は東京都にあり、Y 社の住所地は広島県にある。X 社は、本件訴訟を広島地方裁判所に提起することができるほか、大阪地方裁判所にも提起することができる。
- ウ 本件訴訟において、X 社は、X 社役員による英文電子メールを証拠として提出することを考えている。X 社は、当該英文電子メールを提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分について訳文を添付しなければならない。
- エ 本件訴訟において、X 社は、損害額の立証として、売上高の推移等の販売実績を示す資料を提出することを考えているが、当該資料には X 社の営業秘密が含まれている。原則として、訴訟記録は誰でも閲覧することができるものであり、X 社は裁判所に対して閲覧等制限の申立てを行うことはできない。

問 2 6

ア～エを比較して、商標権に係る使用权の説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者と専用使用权者で合意している場合には、商標権の存続期間を超える期間でも専用使用权の登録をすることができる。
- イ 商標法上は、専用使用权及び通常使用权は指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を与えるものであるため、実務上、いわゆる禁止権の範囲について使用の許諾を認める旨の契約を締結することはできない。
- ウ 専用使用权は登録が効力発生要件であるが、専用使用权の設定の合意があったのち登録されるまでは、商標権者との間には商標法第 3 1 条に規定される通常使用权が許諾されたものとみなされる。
- エ 専用使用权が設定された範囲では、商標権者であっても登録商標の使用をすることができないが、専用使用权者との契約によっては商標権者も登録商標を使用することができる場合がある。

- 3 X社は、米国のスポーツ用衣料品メーカーY社からライセンスを受けて、Y社の商標を付したスポーツ用衣料品を製造販売する予定である。以下は、Y社から提示されたライセンス契約書案の主要な条項である。問27～問29に答えなさい。

License Agreement

This License Agreement (“Agreement”) is made and entered into as of [],
2024 by and between X and Y.

WHEREAS, X desires to obtain a license to use trademarks in and/or in connection with the products specified below and Y is willing to grant license under the conditions and limitation hereinafter set forth:

NOW, THEREFORE, it is mutually agreed between X and Y as follows:

1. Definition

1.1 “Licensed Product(s)” means sports wears including training shirts, jogging pants or tracksuits with Trademark (as defined in Section 1.4) used, reproduced and/or displayed thereon in accordance with this Agreement.

1.2 “Term” has the meaning set forth in Section 8.

1.3 “Territory” means Japan.

1.4 “Trademark” means trademarks set forth in Exhibit A.

2. Grant of Rights

2.1 Rights Granted to X. Subject to X’s continued compliance with the terms and conditions set forth in this Agreement, including the payment of all Royalties (as defined in Section 3.1) due hereunder, Y hereby grants to X a non-exclusive, non-transferrable, non-sublicensable, royalty-bearing, limited license and right to use, reproduce and display the Trademark solely for manufacturing and distributing Licensed Products in the Territory during the Term.

2.2 Restrictions

2.2.1 Reservation of Rights. Except for the rights expressly granted in Section 2.1, all rights in and to the Trademark is exclusively owned and reserved by Y.

(次ページに続く)

2.2.2 No Challenge and Registration. X shall not, shall not cause its affiliates to, and shall not cause, authorize or assist any third party to, at any time during or after the term of this Agreement: (i) use, reproduce or display the Trademark in any manner other than as expressly permitted in this Agreement; (ii) challenge the validity or effectiveness of the Trademark or Y's ownership of the Trademark; or (iii) register or attempt to register any Trademark with any public or private authorities for any reason anywhere in the world.

2.2.3 Notification Obligation. X shall promptly notify Y if X (a) becomes aware of any third party using the Trademark anywhere in the world or (b) receives any notice of infringement or similar notification from any third party alleging or otherwise implying that X's use of the Trademark infringes or otherwise violates the rights of any third party.

2.2.4 No Transfer and No Sublicense. X shall not transfer or sublicense the right granted in Section 2.1 without prior written approval by Y.

2.2.5 No Addition. X shall not attach any additional words, trademarks, logos or trade designations to the Trademark.

2.2.6 No Export. X is expressly prohibited from exporting any of the Licensed Products to any country outside of the Territory unless such Licensed Products are destined for ultimate delivery in the Territory and is expressly prohibited from selling the Licensed Products to any party if X knows or in the exercise of prudent business judgement should know that such sales are likely to ultimately result in the exporting of the Licensed Products outside of the Territory.

3. Royalty and Report

3.1 X shall pay Y a royalty equal to eight percent (8%) of gross revenue generated from the Licensed Products ("Royalties").

3.2 In order to substantiate the payment due to Y, X shall deliver to Y, within ten (10) calendar days following the last day of each calendar quarter (March 31, June 30, September 30 and December 31), a quarterly report detailing all information requested by Y, including but not limited to suggested retail price, the Royalties payable, quantities and net actual billings during said quarter ("Quarterly Report").

3.3 X shall pay all the Royalties which are set forth in each Quarterly Report by the end of the month in which Y has received such report.

3.4 If X fails to furnish Quarterly Report to Y in such a detail and by such a day as required hereunder, Y may nevertheless submit an invoice to X, prepared based on the average amount invoiced during the immediately preceding three periods, together with interest thereon, the amount of which invoice shall be immediately payable.

(次ページに続く)

3.5 Any payment by X to Y due hereunder which is received by Y after its respective due date according to Section 3.3 shall bear interest at a rate of six percent (6%) per annum starting from first day after due date.

4. Audit and Inspection

4.1 X agrees to keep and preserve, for at least seven (7) years after the expiration of this Agreement, accurate books, records and accounts of all transactions relating to the Licensed Products.

4.2 Y shall have the right to appoint an independent auditor to audit such books, records and accounts of manufacture, distribution, sale or other disposition to verify X's compliance with the terms and conditions of this Agreement with a prior written notice.

4.3 Any such audit shall be conducted at Y's expense; provided that if such audit reveals an underpayment of five percent (5%) or more of the Royalties due, or any other material breach of this Agreement, X shall promptly pay to Y all costs and expenses of such audit. Furthermore, X shall promptly pay to Y the amount of any underpayment revealed by such audit along with interest at a rate of six percent (6%) per annum from the day that such underpaid amount was actually due.

5. Approvals

5.1 Prior to shipping or distributing a Licensed Product to any customer, X agrees to provide Y, for Y's approval of the Licensed Product in question, with several number of samples and packaging of the Licensed Product requested by Y. Any Licensed Products whose samples and packaging are not approved by Y shall not be sold and shall be destroyed unless otherwise instructed by Y.

5.2 All Licensed Products being sold must conform in all respects to the approved production sample. No modification of an approved production sample shall be allowed without Y's further prior written approval.

5.3 Any Licensed Products not meeting the standard of approved sample shall be destroyed.

6. Advertising and Promotion

X shall submit to Y for Y's authorization and approval in advance all plans and materials relating to advertising and promotional activities relating to the Licensed Products. Y may approve or reject any such advertising or promotional activity at Y's sole

1

 .

(次ページに続く)

7. Indemnity

X shall indemnify Y during and after the Term against all claims, demands, suits, judgments, losses, liabilities and expenses of any nature arising out of X's activities hereunder including but not limited to, any actual or alleged: (i) negligent acts or omissions of X, (ii) defect in any Licensed Products, (iii) infringement of any right of third party by the manufacture, distribution, possession or use of Licensed Products, (iv) breach of this Agreement or (v) X's failure to comply with applicable laws.

8. Term

The Term of this Agreement shall commence upon the signing date and unless terminated earlier in accordance with Section 9 or as otherwise set forth in this Agreement, shall continue in force and effect for a period of three (3) years. For the purpose of clarification, Y shall not be under any obligation to renew or extend the term of this Agreement or to enter into any new agreement with X following the expiration or earlier termination of the Term of this Agreement.

9. Termination

(中略)

10. Governing Law and Dispute Resolution

This Agreement shall be governed and construed by the laws of Japan, without regard to its conflict of laws rules. Any disputes between the Parties which may arise out of or in relation to this Agreement shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in the first 2 .

11. General Provision

(中略)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused their duly authorized representatives to execute this Agreement on the dates set forth above.

(署名欄及びExhibit Aは略)

問 27

ア～エを比較して、本件ライセンス契約書案の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

ア	1 =decision	2 =example
イ	1 =opposition	2 =instant
ウ	1 =discretion	2 =instance
エ	1 =question	2 =level

問 28

ア～エを比較して、本件ライセンス契約書案の内容として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 本件ライセンス契約書案においてY社からX社に許諾されている権利は、Y社の許諾なく第三者に再許諾することはできない。
- イ Y社には監査権限が与えられているが、監査の費用がX社負担になることもある。
- ウ X社からY社へのライセンス料の支払は四半期毎になされる。
- エ 本件ライセンス契約の期間は自動更新される。

問 29

X社の法務部の部員が、本件のライセンス契約書案について発言している。ア～エを比較して、本件のライセンス契約の解釈に関する発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「製品 (Licensed Products) を販売する前にY社にサンプルを提供し承諾を得なければならないのですが、承諾を得られなかったサンプルについては、市場で販売することは禁じられているものの、わが社の社員に無償で譲ることは禁じられていません。」
- イ 「Y社による監査は事前の通知をするだけでできるとなっていますが、わが社の利益の保護を考えるならば、事前通知の時期や監査の時間帯等に制限を設けるべきです。」
- ウ 「わが社が製品 (Licensed Products) を売ることができるテリトリーは日本だけですが、海外に居住する顧客でも買えるようにするために、ECサイトを通じて海外にいる人のために輸入代行をしている日本の会社Z社に対してわが社が製品を販売することは、結果的に外国にいる人に対して製品を売っていることにはなり得ますが、本件のライセンス契約書案に違反はしません。」
- エ 「わが社の事業部から、来年日本で世界陸上が開催されるのでY社のTrademarkの真横に世界陸上のロゴを付したスポーツウェアを製造販売したいが問題ないかと尋ねられていますが、本件のライセンス契約書案上は問題ありません。」

- 4 菓子メーカーであるX社が保有する登録商標「ABC」に係る商標権について、小売事業者であるY社から日本国内で使用したい旨の申入れがあったため、X社は、以下の通り商標使用許諾契約書（以下「本契約書」という。）のドラフトを作成し、Y社に提示した。問30～問31に答えなさい。

商標使用許諾契約

株式会社X社（以下「甲」という。）及び株式会社Y社（以下「乙」という。）は、甲の所有する商標の使用許諾に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約書において使用する次の用語の意味は、以下の通りとする。

- （1）「許諾商標」とは、甲の所有する次の商標をいう。

登録番号：第〇〇〇〇〇〇〇号

商標名：「ABC」

指定区分と指定商品：第30類 菓子

- （2）「許諾商品」とは、乙により許諾商標を付して販売される次のものに係る商品をいう。

商品：菓子

- （3）「許諾地域」とは、日本国内をいう。

第2条（使用許諾）

- 1 甲は、乙に対し、許諾商標につき、許諾商品を許諾地域において製造、販売する通常使用権を許諾する。
- 2 乙は、甲の書面による事前承諾を得なければ、第三者に対して通常使用権を譲渡し、担保に供し、再許諾することはできない。

第3条（対価）

乙は、甲に対し、第2条に基づく使用許諾の対価として、本契約の有効期間中に販売した許諾商品につき、その正味販売価格の〇%の使用料（税別）を支払うものとし、甲が乙に発行する請求書記載の支払期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（保証の否認）

- 1 甲は、許諾商標に係る商標権の有効性及びに取消可能性、及び乙による許諾商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて、何らの保証もしないものとする。
- 2 本契約締結後、許諾商標に係る商標権について取消審決が確定した場合でも、第3条に基づいて乙が支払った既払いの対価は返還されない。

第5条（侵害の排除）

- 1 乙は、許諾商標が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告し、かつその入手した証拠資料を甲に提供する。

（次ページに続く）

2 甲及び乙は、許諾商標の侵害者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者に対して差止請求訴訟等を提起する場合には、乙はそれに協力する。

第6条（普通名称化の防止）

乙は、許諾商標の使用に際して、許諾商標が登録商標である旨の表示及び甲が登録商標の商標権者である旨の表示を行い、その他許諾商標の普通名称化を防止するために必要な措置を講ずる。

第7条（検査及び見本の提供）

乙は、第1条で定める許諾商品を販売するときは、そのサンプルを甲に対し、無償で提供するものとし、乙は甲の事前の承認を得ることなく許諾商品を販売してはならない。甲は、別紙（省略）で定める承認の手に従い、上記サンプルの検査をするものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の過程で開示された相手方の秘密情報について、厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面承諾を得ない限り、第三者に対し、相手方の秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。

第9条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）本契約又は個別契約に違反し、催告を受けたにもかかわらず、違反が解消されないとき
- （2）監督官庁から、営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- （3）第三者から差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- （4）破産、民事再生、会社更生手続又は特別清算開始の申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき
- （5）支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は自ら振り出した手形の不渡処分を受けたとき
- （6）許諾商標に関する有効性について疑義を提起したとき

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から、〇年間とする。但し、有効期間満了日の〇カ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了の申出がなされない限り、さらに〇年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

第11条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合は、乙は直ちに許諾商標の使用を中止し、許諾商標を付した在庫商品及び製造途中の商品の措置について甲の指示に従うものとする。

第12条（紛争の解決）

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（次ページに続く）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

東京都〇区〇〇

甲 株式会社X社

代表取締役 〇〇〇〇 印

東京都〇区〇〇

乙 株式会社Y社

代表取締役 〇〇〇〇 印

問30

ア～エを比較して、本契約書に関するX社の担当者の考えについて、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 第4条第1項について、X社がライセンス対象である商標権の保証をせずに商標権のライセンスをしても権利の濫用にはならないため、X社は無効調査をしなくとも問題ない。
- イ 第4条第2項について、本契約締結後に許諾商標の無効審決が確定した場合は商標権が遡及的に消滅するため、既払いの対価に対する不返還特約の規定を設けることはできない。
- ウ 第9条について、Y社が商標登録の有効性について無効審判を提起したとき、X社が本契約を催告なしに直ちに解約できるとした第6号の規定は、独占禁止法違反ではない。
- エ X社は、本契約上規定されていなくても、Y社が許諾商標と同一の範囲において商標の使用をする際に、他人の業務に係る商品又は役務と混同が生じないように監督する必要がある。

問31

ア～エを比較して、本契約書に関するY社の担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本契約書には、通常使用权について質権の設定を禁ずる規定がないため、Y社は将来、担保融資を受ける際に、質権の設定が自由にできる。
- イ 第10条について、本契約の有効期間満了前に許諾商標の存続期間が満了する場合には、Y社はX社に対して、商標権存続期間更新登録申請を義務づける規定を設けることができる。
- ウ 本契約書によれば、Y社は自身の子会社に対して通常使用权の再許諾をすることができる。
- エ 本契約書によれば、Y社は、許諾商標を広告に使用することも、契約の範囲内の使用であるとして認められる。

5 問32～問34に答えなさい。

問32

日本の税関において、X社の登録商標を付した疑義貨物について認定手続が開始されたところ、輸入者から、次の意見書が提出された。ア～エを比較して、当該意見書に対するX社の反論として、最も不適切と考えられるものはどれか。

拝啓

貴税関より、私の輸入した貨物（以下「本件貨物」といいます。）がX社の商標権を侵害しているとの理由により認定手続開始通知書を受領しました。しかし、本件貨物は海外事業者から個人的に初めて購入したもので、本件貨物は「業として」輸入するものではないため商標権侵害に該当しません。またその点を措くとしても、本件貨物は中国の正規販売店から購入したものであり並行輸入に該当するので、その点からしても商標権侵害に該当するものではないと考えます。

以上のことから、本件貨物は商標権侵害品ではありません。

仮に本件貨物の輸入が商標権侵害に該当するのであれば、本件貨物が正規品でないことをX社が証明するべきだと考えます。

敬具

- ア 本件貨物は、確かに中国の正規販売店のものであるが、中国において販売されているX社の製品を小分けにしたものにX社の登録商標を付したものであるから、本件貨物の輸入は商標権侵害となる。
- イ 海外事業者が日本国内の個人を利用して持ち込ませる行為も商標法上の輸入となるため、本件貨物の輸入は個人によるものであったとしても商標権侵害に該当し得るものである。
- ウ 商標権侵害訴訟において商標の使用権限があることは被告の抗弁であることから、本件においても輸入者側において本件貨物が正規品であることを主張立証しなければならない。
- エ 中国における正規販売店はX社とは全く資本関係のない別法人であり、X社が登録商標をライセンスしたライセンシーである。このため、仮に中国における正規販売店から購入していたとしても、本件貨物の輸入は商標権侵害となる。

問 3 3

次の会話は、日本における知的財産侵害物品の輸出入差止めに関するX社（スポーツ用品メーカー）の知的財産部の部員甲とその上司乙の会話である。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「最近、わが社の登録商標が付されたわが社の製品の模倣品をインターネット上で販売しているサイトをよく見かけます。これらは、海外から輸入されているようです。どうすればいいですか。」
- 乙 「輸入差止申立てを行いましょう。税関と相談して申立ての準備を進めましょう。」
- 甲 「輸入差止申立てのための費用はどの程度の金額を想定しておけばいいですか。」
- 乙の発言 1 「税関への差止申立てには手数料はかからないので、費用は想定しなくても大丈夫です。」
- 甲 「輸入差止申立てをする場合、輸入貨物を特定する必要がありますか。」
- 乙の発言 2 「根拠となる権利と予想される侵害物を記載すれば、個々の輸入貨物の特定情報まで提出する必要はありません。もちろん、申立ての際には予想される輸入者の情報を提供することは可能です。税関は、それらの情報に基づいて疑義貨物を発見することになります。」
- 甲 「税関が差し止めた疑義貨物を実際に見ることはできますか。」
- 乙の発言 3 「輸入差止申立てが受理された権利者は、認定手続がとられている間は見本検査の承認申請が可能ですので、それを利用することになります。担保金の供託命令に従って供託さえすればいつでも認められます。」
- 甲 「では、確認が必要な場合には、見本検査の承認申請をすることにします。供託金額はどの程度になりますか。」
- 乙の発言 4 「非侵害だった場合に輸入者が被る損害を担保するためのものなので、①申請者に交付する見本の課税価格並びに関税及び内国消費税に相当する額、②当該見本が輸入できないことにより輸入者が被る逸失利益の額、③その他に発生のおそれがある損害の額、を合算した金額となります。」

- ア 発言 1
イ 発言 2
ウ 発言 3
エ 発言 4

問34

次の会話は、海外における知的財産侵害物品の輸出入差止めに関するX社の知的財産部の部員甲と部員乙の会話である。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「上司からの指示で、海外税関における輸出入差止めについて検討しています。どのようにまとめるのがよいですか。」

乙 「日本の制度との違いをまとめたらどうですか。」

甲 「具体的にはどのような点が日本の制度と海外の制度で異なっていますか。」

乙の発言1 「まずは対象となる権利ですね。国によっては特許権侵害品等の差止めが制度上ないこともあります。例えば、中国においては、特許権等の産業財産権と異なり、著作権は登録せずに発生する権利であるため、著作権侵害品は差止めの対象になりません。」

甲 「費用負担の点はどうですか。」

乙の発言2 「疑義貨物の保管・廃棄費用の負担も日本と異なる場合があります。日本では保管・廃棄費用は税関が負担しますが、権利者が負担するという制度の国もあります。」

甲 「なるほど。予算も限られていますし、費用負担は確かに重要ですよね。」

乙の発言3 「中国では差止めの際に担保金の提供が必要となります。担保金は貨物の価値によって異なってきます。」

甲 「疑義貨物を税関が発見した旨の通知を受け取ってから回答期間はありますか。」

乙の発言4 「例えば、中国などでは3営業日以内に回答する必要があり、迅速に対応する体制を整える必要があります。なお、実際に利用する際には、日本の休日と対象国の休日は異なるので『営業日』の日数を数える際に注意が必要です。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

6 問35～問36に答えなさい。

問35

日本企業であるX社は、中国に自社製品を輸出し販売するため、中国で商標登録を出願することを考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では、いわゆる懲罰的賠償制度が導入されており、悪質な侵害行為で情状が重大な場合には、実際の損害等により算定された額より多額の損害賠償が課される可能性がある。
- イ 出願しようとする商標がすでに中国で第三者に出願されている場合でも、当該第三者に商標を使用する目的がなく、かつ、X社への高値での売却等の悪意があるときには、登録が拒絶される可能性がある。
- ウ X社が自らの社名を中国で企業名称として登記していた場合であっても、製品上の表示の形態によっては、先に登録された中国の商標権を侵害する可能性がある。
- エ 中国で関連する公衆に周知でなくても日本で周知であれば、出願しなくても馳名商標として保護される。

問36

電機メーカーのX社は、中国で販売する予定の自社製品について中国で意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では、同一の類別であり、セットで販売又は使用される2個以上の物品が、1つの意匠として認められる余地はない。
- イ 中国では、製品の全体についての意匠権ではなく、製品の一部分について意匠権を取得することができる場合がある。
- ウ 中国での意匠権に対しては、日本と異なりすべての意匠登録出願について意匠審査官による実体審査は行われないが、中国での出願件数は日本の半数以下にとどまる。
- エ 中国での意匠権の存続期間は、出願日から10年であり、いかなる場合でも当該期間を超えては存続しない。

- 7 日本でアパレル会社を運営するABC社は、2025年に新しい被服ブランドを「ABC Clothing」の商標で米国内にて立ち上げる予定がある。それに備え、ABC社は米国代理人を通して、米国特許商標庁へ使用意思（Intent To Use）のみを基礎とした商標登録出願書を2024年2月1日に提出した。2024年9月17日に米国特許商標庁より、ABC社の「ABC Clothing」の商標は、XYZ社が保持する「ABC Apparel」の登録商標との出所混同を招くとして、拒絶理由通知が出された。米国商標制度に関して、問37～問38に答えなさい。

問37

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ABC社が日本の会社であることから、世界知的所有権機関（WIPO）を通じて拒絶理由通知へ応答する必要がある。
- イ ABC社が日本の会社であることから、拒絶理由通知への応答は2025年3月17日までに提出しなければならない。
- ウ 米国特許商標庁への直接出願であることから、拒絶理由通知への応答は2024年12月17日までに提出しなければならない。
- エ 出所混同を理由に拒絶理由通知が出されたため、先行商標の無効申立てを2024年10月17日までに提出しなければならない。

問38

ア～エを比較して、拒絶理由通知への対応として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標中に識別力のない要素が含まれているため、権利不要求（disclaimer）を宣言することで、すべての拒絶理由が解消されと考えられる。
- イ ABC社による使用証拠を提出することにより、すべての拒絶理由が解消されと考えられる。
- ウ ABC社は日本の会社であることから、米国代理人の他に、日本での代理人情報を提出することにより出所混同の拒絶理由が解消されと考えられる。
- エ ABC社とXYZ社の同意書（Co-existence Agreement）を提出することにより出所混同の拒絶理由が解消される可能性があると考えられる。

- 8 日本の会社であるN社は、米国において「NNN」の商標で第5類の医薬品の販売を考えている。N社が米国において、「NNN」の商標登録を検討していたところ、2024年1月1日に使用意思（Intent To Use）を基礎とする「NNN」の商標が、Tシャツを含む第25類において、Z社から出願されていたことがわかった。なおZ社の商標登録出願は、現在、異議申立期間内（opposition period）である。問39に答えなさい。

問39

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア N社は米国において「NNN」の商標登録を行っていないため、N社にできることは何もない。
- イ Z社の「NNN」の商標はN社の「NNN」の商標と出所混同を招く可能性があるため、Z社に対して異議申立てを行うことを検討すべきである。
- ウ Z社の出願日が先行しているため、N社は「NNN」の商標登録出願を諦める（マーク変更等）ほかない。
- エ N社の医薬品に対する「NNN」の商標と、Z社の「NNN」の商標では、出所混同のおそれの可能性はおそらく考えられないため、N社は「NNN」の米国連邦商標登録出願を早急に行うべきである。

- 9 日本のスポーツシューズメーカーであるX社は、自社のブランド「TUV」について、第25類「履物、被服、ソックス」を指定商品とした商標登録（2019年1月に登録）を日本で有している。国内における「TUV」ブランド製品の売上が好調であったため、米国、韓国、カナダ、中国に進出することを検討中であるところ、各国で実際に事業を展開する前に商標登録を取得することを考えており、X社の知的財産部の部員甲は、事業部の部員乙とともに商標の権利化の進め方について検討している。問40～問42に答えなさい。

問40

甲は、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願について、乙に説明をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「2019年6月からカナダがマドリッド・プロトコルに加盟しています。国際登録出願の基礎となる日本での商標登録はカナダがマドリッド・プロトコルに加盟する前ではありますが、今回の国際登録出願においてカナダを指定することが可能です。」
- イ 「米国を指定した国際登録出願をする場合は、登録時に使用宣誓書の提出は不要ですが、米国での登録の日から5～6年目の間に使用の証拠とともに使用宣誓書を提出する必要があります。そのため、少なくともこの期間までには米国で『TUV』ブランドの事業を開始しておく必要があります。」
- ウ 「中国については、近年中国国家知識産権局商標局に直接出願する場合の平均的審査期間が短縮されている傾向が見受けられます。このため、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願をするよりも中国国家知識産権局商標局に直接出願するほうが早期権利化をすることができる場合があります。」
- エ 「韓国を指定した国際登録出願をした場合は、直接出願した場合と異なり、識別力等に関する絶対的拒絶理由については審査されますが、先願による他人の登録商標との類否等の相対的拒絶理由については審査されません。『TUV』が新しい造語であることを考慮すると、韓国で拒絶される可能性は低そうです。」

問 4 1

ア～エを比較して、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願を進める場合の甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 基礎登録となる商標「T U V」は標準文字で出願されていなかったことから、国際登録出願においても標準文字の宣言はできないと考えた。
- イ マドリッド・プロトコルによる国際登録出願は複数国を一度だけまとめて出願できる制度となるため、時期をずらした段階的な出願はできないと考えた。
- ウ 「スニーカー」は「履物」の範囲内であるため、「スニーカー」を国際登録出願に係る指定商品として記載しても問題ないと考えた。
- エ 国際登録出願は基礎登録と同一の商標でなければならないが、社会通念上同一の範囲内での変更は認められることから、国際登録出願に係る商標は基礎登録「T U V」の書体を変更しようと考えた。

問 4 2

ア～エを比較して、次の乙の質問に対する甲の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 乙 「海外において商標権を取得する手段としては、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願をする方法と、各国に直接出願する方法とがあると思います。本件のように複数国で商標を権利化する場合は国際登録出願が適していると考えますが、国際登録出願のメリット又はデメリットについて教えてください。」
- ア 「1つの言語による国際登録出願手続で、各指定国の言語による翻訳文の提出は不要となります。また、指定国で拒絶理由が発見されずに登録になった場合には、その指定国によっては現地代理人の選任が不要になるというメリットがあります。」
- イ 「国際登録の日から5年以内に、国際登録の基礎となった商標登録が期間満了、無効若しくは取消しとなった場合には、取り消された範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されるというデメリットがあります。」
- ウ 「直接出願の場合は各国の代理人を介して出願する必要がありますが、国際登録出願は1件の願書で複数の国を指定することができ、かつ、各国の代理人を通す必要はありませんので、手続面の負担が少ない上に費用も節約できるというメリットがあります。もっとも、審査は指定国毎に行われ、拒絶理由通知を受けた場合などは現地の代理人を介して応答する必要があるため、結果的に直接出願よりもコストがかかる場合があります。」
- エ 「米国等の一部の国において、直接権利化を行った場合には更新のタイミングで更新手続とは別に使用宣誓手続が必要となりますが、マドリッド・プロトコルの制度を利用すると、この使用宣誓手続は不要となります。そのため、それらの国では、使用宣誓手続期限の管理も含めて一括管理が可能になるというメリットがあります。」

- 10 日本企業で今後欧州市場への進出を計画中のX社は、日本の商標登録出願を基礎出願として、欧州連合（EU）を指定国に含むマドリッド・プロトコルに基づく国際登録出願を行い、国際登録された。問43～問45に答えなさい。

問43

ア～エを比較して、欧州連合（EU）の指定について、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 標準文字の宣言をしている場合、Word markとして記録される。
- イ 手数料は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に対して直接支払うことができる。
- ウ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）において商品リストが公告される。
- エ 紙ベースでの手続は認められない。

問44

ア～エを比較して、欧州連合知的財産庁（EUIPO）からの暫定拒絶通報に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 世界知的所有権機関（WIPO）に対してMM6を提出し、商品を限定することで応答と認められる。
- イ ドイツ国商標に基づく異議申立てに係る暫定拒絶通報を受領した場合に、欧州連合（EU）の指定について、欧州連合（EU）加盟国の国内出願に変更することができる。
- ウ 最新のニース分類のクラスヘディングの通りに記載した商品リストは、拒絶されることはない。
- エ 音の商標であることだけを理由に拒絶されることはない。

問45

欧州連合知的財産庁（EUIPO）より異議が申し立てられたことを内容とする通知を受領したX社は、異議申立ての根拠とされている先願の商標と、X社の本件商標を対比し検討した。その結果、両商標は非類似であり、異議申立ては認められないものと判断したため、X社は代理人の指定などなんらアクションを起こさなかった。ア～エを比較して、その後起こり得る状況として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 異議申立人の主張に対する反論の機会を与えられる。
- イ 異議申立人よりライセンス交渉の打診を受けることがある。
- ウ 審判段階に進むことはない。
- エ 別の異議が申し立てられても、審理が併合されることはない。

【1級学科】

番号 正解

問1 エ
問2 エ
問3 イ
問4 ア
問5 ウ
問6 イ
問7 ウ
問8 ア
問9 イ
問10 ア
問11 エ
問12 ウ
問13 イ
問14 イ
問15 イ
問16 エ
問17 エ
問18 ア
問19 ウ
問20 エ
問21 イ
問22 ア
問23 イ
問24 イ
問25 エ
問26 エ
問27 ウ
問28 エ
問29 イ
問30 イ
問31 イ
問32 エ
問33 ウ
問34 ア
問35 エ
問36 イ
問37 ウ
問38 エ
問39 エ
問40 エ
問41 ウ
問42 エ
問43 ア
問44 ウ
問45 イ